

日本共産党

練馬区議団ニュース

発行/日本共産党練馬区議団

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所内

Tel (03) 5984-1014 Fax (03) 3993-1198

ホームページは「日本共産党練馬区議団」と入力して検索してください

# 自民暴走、 問答無用の議会運営

## 区議場に「日の丸」掲揚、強行採決

12月議会では、自民党が区議会議場に日の丸の掲揚求める陳情を採択しようとして、当初の議会日程を変えてまで押し付けてきました。日本共産党含む5党派13人の議員が反対し、議長と議会運営委員会委員長に陳情審議のやり直しを申し入れました。

## 陳情審議での4つの瑕疵

### 1 不十分な審議

陳情の審議を求めたのは自民党なのに、多くの議員が挙手し、1回も発言していない議員も残される中、この問題は10年以上議論してきたが平行線であったと決めつけ、質疑終結動議が出され一方的に議論を打ち切りました。

### 2 継続審議の求めを無視した議会運営

陳情審査の際、継続審議の求めがあった場合、審議を保証する上でも継続を優先するのは当然。それを無視した採決強行で、継続審議を求めた議員は抗議のため退席し、その後一転して採決するかの可否を採決。継続審議を求めた議員抜きに継続か否かの採決をするのは無効です。

### 3 動議が競合した時のあり方

「質疑・討論終結の動議」と「休憩の動議」が同時に出された場合、委員長は必ず動議を取らねばならず、議論をできるだけ終結させないとの立場から、休憩の後、終結という手順で進めるべきでした。

### 4 副委員長が退席の中、強行採決

委員長とともに副委員長も当然責任を負っています。まさに前代未聞。

## 議場に「日の丸」掲揚に反対討論

討論に立った有馬豊区議は、3点にわたって理由を述べました。自民党議員は、討論の中で侵略戦争の旗印となった歴史を些末なことだと発言するなど、まさに多くの犠牲者に対する冒とくであり、許されるものではありません。

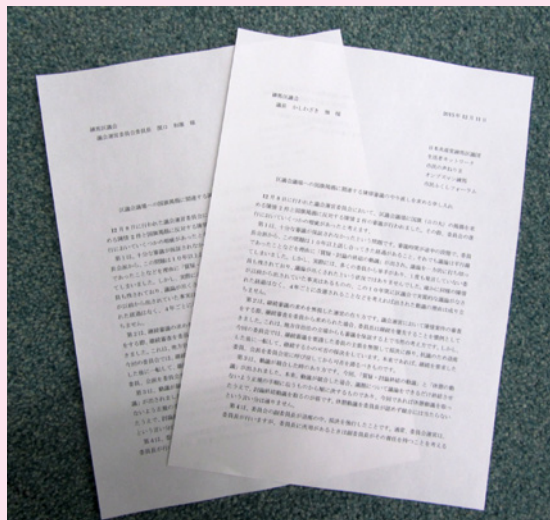
## 「日の丸」押しつけは 民主主義を逸脱

1999年に国旗国歌法で「日の丸」が国旗として決まったものの、法制化当時の首相なども「押し付けがない」と明言。「日の丸」の歴史は古い。侵略戦争のシンボルとなったことから拒絶反応を起こす国民が多数おり、国会の多数で押し付けたものであり、国民的議論の未決まったものではありません。

### 1 「日の丸」は議場になじまない

議場は中立公正な場であり、国論を二分する問題で、一方の意見だけを取り入れることになりません。

### 2 非民主的な議会運営の末、 決められた結果であること



野党共同で審議やり直しを申し入れ

# 自民党区議「子どもを産まない 婚姻関係は保護の対象外」と暴論。

今回の定例会は、日の丸問題に象徴されるように、自民党の前時代的な価値観の押し付けにより、練馬区民の生き方、あり方の多様性を否定する動きが顕著になったことが特徴的でした。その象徴がマスコミでもとりあげられた渋谷区のパートナーシップ条例を批判をした一般質問です。

## 「婚姻関係の保護は子どものため？」

この一般質問を行ったのは自民党の小泉純二区議。その中で小泉区議は「婚姻は次の世代を産み育てる人的な関係だからこそ子どもの福祉を考えて特別に保護しているといえる。」と婚姻を単なる子どもを産み育てる関係であると断定を行い、「同性のカップルからはこどもは生まれない」と同性カップルの家族としての権利を認めない立場を表明しました。

さらに日本における性的少数者の数が600万人以上いるという推計を示しながらも「性的少数者が不当に侵害されている事実は日本においてほばない」とこれら600万人の性的少数者の人権が侵害されていないと強弁しました。

## 「性的少数者の人権擁護は日本の価値観をこわす?!

しかし、その直後、パートナーシップ条例の「性的少数者の人権の尊重においては、学校教育、生涯学習、その他の教育の場において、性的少数者に対する理解を深め、当事者に対する具体的な対応を行うなどのとりくみがされること」と言う条文に矛先を向け、「伝統的価値観である「男らしさ」「女らしさ」、男女による結婚を尊重し祝福する日本社会の価値観を否定するもの」と非難しました。これは渋谷区の条例にかこつけ、性的少数者が日本社会の伝統的な価値を否定する存在であると主張するもので、小泉区議が「ほぼない」と否定した性的少数者への人権侵害を小泉氏自らが行ったと言わざるを得ないものです。

## 「憲法13条のもとでは

### 許されない発言

以上のように、今回の自民党の一般質問は「子どもを産まない結婚は保護の対象外」「性的少数者の人権尊重のとりくみは日本の伝統的価値観を否定するもの」と論断し、性的少数者ばかりでなく「子どもを産む、産まない」を婚姻の価値とする前近代的で独善的な価値観に基づき区民の多様な価値観や個人の人権を否定する発言を行ったもので、「個人の尊重」や「幸福追求権」を定めた日本国憲法第13条のもと、議場という公の場では許されない発言であるとと言えます。

## 復古主義を煽る安倍政権のもとで頻発する 自民党による人権侵害

この間、自民党の地方議員から性的少数者を貶める人権侵害発言が相次いでいます(11月28日、神奈川県海老名市議のツイッター投稿、12月10日岐阜県議の議場におけるのヤジ、12月12日山形市議の総務委員会におけるの発言。)

今回の練馬区議会での一般質問もこれらの発言と軌を一にするもので、同党の人権意識の抜きがい前近代性を示すものにほかなりません。

注) 渋谷区では性的少数者(LGBT=レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字)の権利保護の一貫として、区や事業者などに性的少数者への差別を禁止した上で、異性間の婚姻関係と異なる実質がある同性カップルについて、「パートナーシップ関係を区長が証明することができる」という内容の「同性パートナーシップ条例」を制定しています。この条例は世田谷区での同性カップルに「宣誓書の受領証」を発行する取り組みと合わせて自治体による「住民の多様な生き方を支援する施策」として注目されています。

## 多様性を認め合う 社会をめざして

日本共産党練馬区議団はこうした自民党の前近代的な人権感覚の区政への持ち込みときびしく対決していくものです。

同時に性別や性自認、性的指向を理由とした不当な差別を解消し、生き方の多様性を認めあえる社会をめざし、同性カップルの不利益解消にむけ、練馬区にふさわしい制度のあり方について区民の皆さんのご意見を伺いながら、区議会で旺盛に議論をすすめていきます。

日本共産党

練馬区議団ニュース

発行/日本共産党練馬区議団

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所内

Tel (03) 5984-1014 Fax (03) 3993-1198

ホームページは「日本共産党練馬区議団」と入力して検索してください